

定

款

第19版

承認日 2024年8月8日

施行日 2024年9月13日

株式会社 ジャステック

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社ジャステックと称し、英文では J A S T E C C o . , L t d . と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 ソフトウェア技術開発および販売
- 2 上記に付帯する事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- 1 取締役会
- 2 監査等委員会
- 3 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、28 株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第9条 当社の株主の権利行使の手続きその他株式および新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第10条 当会社の定時株主総会は、毎年2月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

- 2 当会社は、場所の定めのある株主総会を開催することが、株主の利益にも照らして適切でないと取締役会が決定したときには、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。

(株主総会の招集権者および議長)

第11条 株主総会は、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに当たる。

(株主総会の決議)

第12条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第13条 株主は、議決権を有する当会社の他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合、株主または代理人は株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出することを要する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第14条 当会社の取締役（監査等委員である者を除く。）は、10名以内とする。

- 2 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任)

第15条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第16条 取締役（監査等委員である者を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠または増員により選任された取締役（監査等委員である者を除く。）の任期は、他の在任取締役（監査等委員である者を除く。）の任期の満了すべき時までとする。
- 3 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 4 当会社は、会社法第329条第3項により法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。

- 5 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集)

第 17 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集し、その議長になる。

代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに当たる。

- 2 取締役会の招集通知は、各取締役に対して、会日の 5 日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。

(代表取締役および役付取締役)

第 18 条 取締役会は、その決議によって監査等委員以外取締役の中から代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、監査等委員以外取締役の中から取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(報酬等)

第 19 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役会の決議の省略)

第 20 条 当会社は、会社法第 370 条の規定により、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の委任)

第 21 条 取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって、取締役会において決定すべき重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第 22 条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の責任免除)

第 23 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の権限)

第 24 条 監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。

(常勤の監査等委員)

第 25 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 26 条 当社の監査等委員会の招集通知は、会日の 5 日前までに各監査等委員に対して発する。
ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。

2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第 27 条 当社の監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 28 条 当社の事業年度は、毎年 12 月 1 日から翌年 11 月 30 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 29 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 11 月 30 日とする。

2 当社は取締役会の決議により、毎年 5 月 31 日を基準日として中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間等)

第 30 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払の義務を免れるものとする。

2 前項に定める金銭には利息をつけない。

附 則

第 1 条 当社は、平成 28 年 2 月 25 日開催の当社第 45 回定時株主総会終結前の行為に関し、会社法第 426 条第 1 項の規定により、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 平成 28 年 2 月 25 日開催の当社第 45 回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお、従前の例による。